

採用率・定着率向上に向けた仕組みづくり実証事業業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する採用率・定着率向上に向けた仕組みづくり実証事業業務委託（以下「本業務」という。）に係る受託者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

- (1) 業務名
採用率・定着率向上に向けた仕組みづくり実証事業
- (2) 業務内容
【資料1】採用率・定着率向上に向けた仕組みづくり実証事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託予定期間
契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- (4) 委託額の上限
5,769,376円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施スケジュール

- (1) 公募開始（実施要領等の公開） 令和7年7月18日（金）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和7年7月23日（水）午後5時まで
- (3) 上記質問に対する回答の提示 令和7年7月25日（金）予定
- (4) 参加資格確認申請書の提出期限 令和7年8月1日（金）午後5時まで
- (5) 参加資格確認結果の通知 令和7年8月6日（水）
- (6) 参加が認められない理由の請求 令和7年8月12日（火）午後5時まで
- (7) 企画提案書等の提出期限 令和7年8月15日（金）午後5時まで
- (8) 審査会（各社プレゼンテーション） 令和7年8月中旬（予定）
- (9) 契約締結 令和7年8月下旬（予定）

3 企画提案競技に係る資料

企画提案競技に係る資料及び様式は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載します。

4 参加資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、下記に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者としてします。

- (1) 直近3年間で、人材確保や業務改善等の採用率・定着率向上に繋がる他社への支援実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受託業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 宗教活動もしくは政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (7) この業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。
- (8) この業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。

5 実施要領及び仕様書に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1】質問票により受け付けます。

- (1) 受付期限
「2 実施スケジュール」のとおりです。
- (2) 提出方法
「12 各種書類の提出先及び問い合わせ先」宛での電子メールに限ります。
- (3) 回答方法
秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載します。

6 参加資格の確認

本業務に関する企画提案競技に参加する者（以下「参加者」という。）は、下記の申請書類を提出期限までに提出し、参加資格の確認を受けてください。

- (1) 提出書類
 - ア 【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書
 - イ 【様式3】会社概要（添付書類を含む）
 - ウ 【様式4】参加資格確認申請受付票
- (2) 提出部数
1部
- (3) 提出期限
令和7年8月1日（金）午後5時必着
- (4) 提出方法
持参又は郵送、若しくは電子メールにより提出してください。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に、郵送の場合は、郵便書留で提出してください。

(5) 確認結果

令和7年8月6日（水）に電子メール等により通知します。

(6) 留意事項

提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができません。

(7) 参加資格の喪失及び辞退

ア 参加資格確認後に資格要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失います。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。

ウ 参加資格確認後に都合により参加を辞退する場合は、【様式5】参加辞退届を提出してください。

(8) 参加が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加が認められなかった者は、県に対し、書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができます。

（ア）提出期限：令和7年8月12日（火）午後5時必着

（イ）提出方法：電子メールに限ります。

（ウ）提出先：「12 各種書類の提出先及び問い合わせ先」

イ 参加資格が認められなかった理由の説明は、書面を受理した日から7日以内に、電子メールにより通知します。

7 企画提案書等の作成及び提出

「6 参加資格の確認」の結果、参加資格が認められた者は、下記の書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 【様式6】企画提案書

（ア） 【資料1】業務委託仕様書の内容を踏まえて作成してください。

（イ） 提出できる企画案は1案とします。

（ウ） 【様式6】は参考様式であり、項目を満たしていれば様式（Word、Excel、PowerPoint、PDF等）やページ数は問いません。

イ 見積書等（任意様式）

（ア） 見積書（秋田県知事宛て）及び積算根拠を明らかにした見積内訳を提出してください。

（イ） 見積額が委託額の上限を上回った場合は、審査の対象としません。

ウ 【様式7】「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票

(2) 提出期限

令和7年8月15日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

電子メールにより提出してください。

(4) その他

ア 提出期限までに提出しなかった場合は、辞退したものとみなします。

イ 一度提出した企画提案書等は書換え、引換え、追加及び撤回することができないものとしま

す。

8 委託候補者の選定

(1) 選定方法

ア 「12 各種書類の提出先及び問い合わせ先」に設置する企画提案審査会（以下「審査会」という。）において、企画提案書等提出書類の内容を審査し、優れていると認められた者を委託候補者として選定します。

イ 審査は企画提案者によるプレゼンテーションに基づき行います。審査会は原則としてオンラインで開催します。開催日は、8月中旬を予定していますが、日時については別途通知します。ただし、参加者多数により、プレゼンテーションの実施が困難な場合等には、企画提案書による一次審査の実施又は書類審査のみとする場合があります。

(2) 企画提案の無効

企画提案が次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、同法第93条（心裡留保）、同法第94条（虚偽表示）又は同法第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査会終了後速やかに各参加者に電子メール及び書面により通知するとともに、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載します。

9 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

ア 「8 委託候補者の選定」により選定された委託候補者と単独随意契約を締結します。

イ 選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。

(2) 企画提案書等の関係

企画提案書等に記載された事項は、【資料1】業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、本業務目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約段階において内容を追加、変更又は削除を行うことができるものとします。

(3) 契約の不成立等

委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった参加者と契約内容についての協議等を行ったうえで、契約締結をするものとします。

(4) 契約保証金について

ア 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項によ

り、県に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付する必要があります。ただし、受託者が、過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合など、同規則第178条の規定に該当する場合は、納付を免除します。

イ 受託者が支払った契約保証金は、秋田県財務規則第179条の規定により還付します。

10 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を不正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

11 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま
- す。
- (2) 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属し
- ます。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利対象となっ
- ているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (4) 提出された応募書類は、返却しません。
- (5) 企画提案等作成に関する一切の経費は参加者の負担でお願いします。
- (6) 提出された応募書類は、当該審査以外の目的に使用しません。

12 各種書類の提出先及び問い合わせ先

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課企画チーム

所在地 〒018-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電 話 018-860-1462

F A X 018-860-3879

E-mail kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp